## 苫小牧工業高等専門学校寮務委員会規程

規則第31号

制 定 平成6年4月1日

一部改正 平成15年4月1日

一部改正 平成18年4月1日

一部改正 平成25年12月10日

一部改正 平成26年10月7日

一部改正 平成27年3月10日

一部改正 平成28年1月26日

(趣旨)

**第1条** 苫小牧工業高等専門学校寄宿舎規則第7条の規定に基づき,寮務委員会(以下「委員会」という。) について必要な事項を定める。

## (審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - 一 寮生の入退寮に関する事項
  - 二 寮生の厚生補導に関する事項
  - 三 寮生の福利厚生に関する事項
  - 四 寮内における寮生の懲戒に関する事項
  - 五 寮生会活動の指導に関する事項
  - 六 学生寮の施設・設備に関する事項
  - 七 その他学生寮の管理運営に関する事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - 一 副校長 (寮務主事)
  - 二 寮務主事補
  - 三 学生課長
  - 四 その他校長が指名した者
- 2 必要に応じて副校長(学生主事)を委員として加える。

(任期)

- **第4条** 前条第1項第四号に掲げる委員は、校長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、 再任は妨げない。
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、副校長(寮務主事)をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数)

第6条 委員会の開催は、委員の5分の3以上の出席を必要とする。

(議事)

**第7条** 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第8条** 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の審議の結果を校長に報告する。

(委員会の事務)

第10条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成6年4月1日から施行する。

附即

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年12月10日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。